

時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第五条第一項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日（勤務時間条例第六条に規定する勤務日をいう。）が引き続き人事委員会規則で定める日数を超える、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日（勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第十三条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をするることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることになったとき。
- 二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- 三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情）

- 一 過員を生ずること。

二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職として引き続き任用しておききこなすことができること。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）
は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

第十六条 任命権者は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務職員として引き続き任用しておきこなすことができること）
は当該短時間勤務職員として引き続き任用しておきこなすことができること。

十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）

勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）

第十一条の六第二項第一号	第六条第十項	再任用短時間勤務職員	員
法律（平成三年法律第百十号）第	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第

第十九条第五項及び第六条第三項	第六条第三項及び第五項	第六条第一項	決定する
第十九条第五項	第六条第三項	第十九条第五項	給料
給料月額	給料月額	第十九条第五項	給料
額	額	第十九条第五項	給料の月額を算出率で除して得た額

第十九条第六項	人事委員会規則	第十九条第五項	給料月額
考慮して人事委員会規則	考慮して人事委員会規則	第十九条第五項	給料月額を算出率で除して得た額

第十八条第一項	育児短時間勤務をしていての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例
第十八条第一項	育児短時間勤務をしていての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例

第十九条第一項	育児短時間勤務をしていての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例
第十九条第一項	育児短時間勤務をしていての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例

用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける給与に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号)第三条第二項の規定により定められた者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第二十条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号)以下「特殊勤務手当条例」という。この規定の適用については、次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条の四第二項	給料月額
第三条の四第二項	給料月額を、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号)第三条第二項の規定により定められた者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)で除して得た額
第七条第七項第五号	給料の月額
第十条の八第二項号	給料月額
第十条の八第二項	給料月額を算出率で除して得た額

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)
第二十一条 退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員についての給与の特例)

第二十二条 第十七条から前までの規定は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第二十三条 第六条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与の特例)

第二十四条 短時間勤務職員の給料月額は、人事委員会規則で定める基準に従つて任命権者が決定した給料月額に、勤務時間条例第三条第四項の規定により定められた者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第二十五条 給与条例第六条、第七条、第九条の二から第十二条まで、第十一条の三、第十二条の五、第十二条の七、第十四条の二及び第十七条並びに特殊勤務手当条例第八条の規定は、短時間勤務職員には適用しない。

2 短時間勤務職員に対する給与条例第十二条の六第一項第二号、第十三条第二項及び第四項、第二十二条の三、第二十二条の四並びに第二十五条の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された職員」とする。

第六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」を付し、同条中「には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして」を「におけるその者の号給について、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において」に、「号給を調整する」を「必要な調整を行う」に改め、同条を第八条とする。

第五条の三の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条第一項中「昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号」の下に「以下「給与条例」という。」を加え、同条第一項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正」

第二条 奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和二十八年十月奈良県条例第四十号)の見出し中「任期付採用職員」を「育児休業に伴う任期付採用に係る第五条の二の見出し中「任期付採用職員」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第六条とする。

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正)

第五条の二の見出し中「任期付採用職員」を「育児休業に伴う任期付採用に係る第五条の二の見出し中「任期付採用職員」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第七条とする。

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正)

第五条の二の見出し中「任期付採用職員」を「育児休業に伴う任期付採用に係る第五条の二の見出し中「任期付採用職員」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第六条とする。

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正)

第五条の二の見出し中「任期付採用職員」を「育児休業に伴う任期付採用に係る第五条の二の見出し中「任期付採用職員」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第七条とする。

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正)